

2022年12月8日
日本原子力発電株式会社

東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画修正に伴う 関係自治体との協議の開始について

当社は、原子力災害対策特別措置法^{※1}に基づき、東海発電所・東海第二発電所
原子力事業者防災業務計画^{※2}について、安全性向上対策工事の進捗に伴う見直し
を実施し、修正案を取りまとめ、本日、関係自治体との協議を開始しましたので、
お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体
茨城県、東海村
2. 原子力事業者防災業務計画修正案の概要
 - ・ 安全性向上対策工事の進捗に伴う周辺監視区域の変更
 - ・ 安全性向上対策工事に伴う一部資機材の移設 等
3. 原子力事業者防災業務計画の修正予定日
2023年2月22日（水）

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

1999年9月30日に発生したＪＣＯウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、
原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部
の強化等を行うために、2012年6月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画

原災法第7条に、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成すること、及び毎年この計画に
検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとする
ときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定めら
れている。

原子力事業者防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリ
ングの実施など必要な業務を定めている。

このページでは、機器の軽度な故障等で、法令の定めでは国への報告の必要がなく、
トラブルとされていない情報（保全品質情報[※]）等を掲載しています。

※保全品質情報：国へ報告する必要のない軽微な事象であるが、設備の信頼性を向上させる観点から電力各社は
もとより、産官学で情報共有化することが有益な情報です。